

## 公益社団法人中部上北広域シルバー人材センター役員の報酬等 及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人中部上北広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。であって報酬等とは区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。ただし、事務局長兼務の場合報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額及び非常勤役員の報酬日額は、別表1「常勤役員の報酬月額及び非常勤役員の報酬日額」に定める金額の範囲として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

### (報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日については、職員の給与の支給に関する規則を準用するものとする。

2 非常勤役員の報酬については、日額をもって支給するものとし、理事会及び監査に出席したとき支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、非常勤役員の報酬等は現金にて支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月数の総日数から日曜及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第8条 センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これらの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第9条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額及び非常勤役員の報酬日額（第4条関係）

(1) 理事長	70,000円までの範囲以内
(2) 常務理事	50,000円までの範囲以内
(3) 上記以外の非常勤役員	5,000円までの範囲以内

別表2 費用の額（第8条関係）

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用 各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離1kmにつき車賃 25円及び交通費実費相当額	
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程別記1に定める金額
(3) その他	実費